

(仮) 公文書の管理に関する条例の検討ポイント①

1 条例の目的 (第1条)

【県の考え方】

- 公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）の目的規定では、公文書等が、民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であり、行政の適正かつ効率的な運営や、将来にわたり国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠なものであるという公文書の意義が述べられている。
- 本県においても、公文書管理法の趣旨を踏まえ、同法における目的規定をベースに、本県における情報公開制度の理念と関連づけた内容を盛り込む。

| | |
|--------------|--|
| 条例制定に至る認識、動機 | この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであるとともに、その適正な管理が県民の知る権利を尊重する情報公開制度の基盤となることを踏まえ、 |
| 目的の達成手段 | 公文書の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書の適正な管理、歴史行政文書等の適切な保存及び利用等を図り、 |
| 目的 | もって県政が適正かつ効率的に運用されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。 |

2 定義規定 (第2条) ~本条例の実施機関

【県の考え方】

- 公文書管理条例を制定済みの他都道府県においては、当該条例の実施機関について、情報公開条例における実施機関と同様としているところが多い。
- 本県においても、情報公開条例における実施機関を基本とし、今後、各実施機関と調整を進める。

《情報公開条例における実施機関》

- ・ 知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会
- ・ 県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人宮城県立病院機構、地方独立行政法人宮城県立こども病院、公立大学法人宮城大学）
- ・ 宮城県住宅供給公社、宮城県道路公社、宮城県土地開発公社

※ 議会については、独自で「宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例」を制定していることから、現時点においては本条例の対象とはしない。

3 定義規定（第2条）～本条例で管理対象とする文書の範囲

【県の考え方】

- 本条例は、公文書の作成、保存、移管、利用、廃棄等のライフサイクルを通じた統一的な管理を規定することをねらいとしており、現用文書と非現用文書を包摂する必要がある。
- そのねらいを踏まえ、公文書管理法等に倣い、次の文書について定義づけを行う。
 - ・ 行政文書
 - ・ 歴史行政文書等
 - ・ 特定歴史行政文書等
 - ・ 公文書

(1) 行政文書

いわゆる「現用文書」に該当。

基本的に、情報公開条例における「行政文書」の定義と同様としつつ、公文書管理法を参考に除外規定を置き、現用文書として管理すべきものの範囲を明確化。

《本条例における「行政文書」の定義》

実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下この項において同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。ただし、次に掲げるものを除く。

【除外するもの】

- ① 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの。
- ② 特定歴史行政文書等
- ③ 規則で定める県の機関等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの。

《参考：情報公開条例における「行政文書」の定義》

情報公開条例

(定義)

第2条 (略)

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。次項において同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の近くによっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(他の法令による開示の実施との調整)

第18条 (略)

2 (略)

3 この章の規定は、図書館その他の県の施設において、県民の利用に供することを目的として管理している行政文書については、適用しない。

4 (略)

(2) 歴史行政文書等

歴史資料として重要な行政文書その他の文書

(3) 特定歴史行政文書等

いわゆる「非現用文書」に該当。

歴史行政文書等のうち、次のイ又はロのいずれかに該当するもの。

イ 行政文書のうち、歴史行政文書等に該当するものとして公文書館に移管されたもの。

ロ 法人その他の団体（実施機関を除く。以下「法人等」という。）又は個人から公文書館に寄贈され、又は寄託されたもの。

(4) 公文書

行政文書及び特定歴史行政文書等

本条例における管理対象

【それぞれの文書のイメージ図】

